

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、学校、幼稚園及び保育所（以下「学校」という。）の管理下で、児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度ですから、次のような特色を持っています。

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による〇157 などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。
- 全国の学校で児童生徒等総数の約 97%に当たる 1,796 万人（平成 17 年度）が加入しています。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒等の**負傷**【骨折、打撲、やけどなど】、**疾病**【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する**医療費**、**障害**又は**死亡**が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 溺水 ・ 熱中症 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病 	・ 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額。 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第 1 級から第 14 級に区分される	障害見舞金 3,770 万円～82 万円〔通学(園)中の災害の場合 1,885 万円～41 万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円〔通学(園)中の場合 1,400 万円〕
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円〔通学(園)中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円

（注 見舞金については、平成 17 年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

- ※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります）。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- ※2 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のものをいいます。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）
- ※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ※4 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ※5 他の法令の規定による給付等（例えば児童福祉法の育成医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ※6 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないと、時効によってなくなります。
- ※7 高等学校及び高等専門学校が生徒が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

加入手続と共済掛金額

学校では、入学の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

共済掛金の額 (平成18年度 児童生徒等一人当たり年額)

高等学校	全日制	1,840 (920) 円
	定時制	980 (490)
	通信制	280 (140)
高等専門学校		1,880 (940)

※1 ()内は、沖縄県における共済掛金額です。

※2 共済掛金のうち、6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※3 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合は、上表の額に生徒一人当たり25円(高等学校通信制は2円)を加えた額が共済掛金の額になります(免責の特約に係る共済掛金分は全額設置者負担)。

給付を受ける手続

お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかったときは、

- ①「災害報告書」……学校で作成します。
- ②「医療等の状況」……治療を受けた病院等で記入していただきます(用紙を持参してその場ですぐに書いていただくわけにはいかない場合もありますので、記入を受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。)
- ③設置者は、①と②の用紙等を独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ提出します。
- ④独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所において、審査の上、給付金額を決定し、設置者等を通じて保護者の皆様へお支払いします。

このように、請求手続は、学校が行いますから、お子様が、「学校の管理下」で災害に遭った場合は、学校の指示を受けて必要な書類をそろえたり、治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。

◎平成16年度 学校種別災害共済給付件数と給付金額

区 分	医 療 費		障害見舞金		死亡見舞金		合 計	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
小・中学校	1,436,876	10,029,954	239	606,310	40	850,000	1,437,155	11,486,264
高等学校	497,492	5,735,034	250	987,461	43	813,750	497,785	7,536,245
高等専門学校	4,983	58,835	6	7,315	4	71,250	4,993	137,400
幼稚園・保育所	112,655	709,584	33	147,510	5	75,000	112,693	932,094
合 計	2,052,006	16,533,407	528	1,748,596	92	1,810,000	2,052,626	20,092,003

(保護者の皆様へ) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められていますが、この「お知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

▼お問い合わせは……下記独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ

仙 台 支 所 (宮城県、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県)

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-15 日本生命仙台台当台南ビル 8階 TEL022-716-2106

東 京 支 所 (東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 10-1

独立行政法人日本スポーツ振興センター本部庁舎 3階 TEL03-5410-9165

名 古 屋 支 所 (愛知県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県)

〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 16階 TEL052-533-7821

大 阪 支 所 (大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル 7階 TEL06-6456-3601

広 島 支 所 (広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10階 TEL082-511-2822

福 岡 支 所 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

〒810-0001 福岡市中央区天神 4-8-10 都久志会館 5階 TEL092-738-8720

ホームページアドレス <http://www.naash.go.jp>